

【本日の目次】

1. 市場トピックス

- ◆所属部の指定についてのお知らせ(市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定)
- ◆上場廃止のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次 3. を抜粋しております。  
=====

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No89

証券検査について (6)

前 証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、金融商品取引業者の「財務の健全性」について説明したいと思います。

1. 概要

(1) 金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号において、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び投資運用業者については、登録申請の際の最低資本金額が定められています。幹事会社となる有価証券の元引受けを行おうとする場合は 30 億円、これ以外の有価証券の元引受けを行おうとする場合は 5 億円、これら以外の第一種金融商品取引業又は投資運用業(適格投資家向け投資運用業を除く。)を行おうとする場合は 5,000 万円、第二種金融商品取引業を行おうとする場合は 1,000 万円、適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合は 1,000 万円となっています(金融商品取引

法施行令第15条の7)。

また、金商法第29条の4第1項第5号口において、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合について、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして純財産額の最低金額が定められていて、その金額は上記の最低資本金額と同じ金額とされています(金商法施行令第15条の9)。そして、内閣総理大臣は、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者の純財産額がこの最低金額に満たない場合には、当該金融商品取引業者の第29条の登録を取り消し、第30条第1項の認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることと定められています(金商法第52条第1項第3号)。

(2) 金商法第46条の6第1項では、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(以下(2)において「第一種金融商品取引業者」という。)は、自己資本規制比率を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならないと規定されています。自己資本規制比率とは、「資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額」から「固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額」を控除した額の、「保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額」に対する比率をいいます。

また、第一種金融商品取引業者は、同条第2項において、自己資本規制比率が120パーセントを下回ることをないようにしなければならないとされ、同条第3項において、毎年3月、6月、9月及び12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないと規定されています。

そして、金商法第53条において、内閣総理大臣は、第一種金融商品取引業者が第46条の6第2項の規定に違反している場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる(第1項)とされ、自己資本規制比率が100パーセントを下回るときは、3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる(第2項)と定められています。さらに、このような業務の全部又は一部の停止を命じて3月を経過しても自己資本規制比率が引き続き100パーセントを下回り、その状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該第一種金融商品取引業者の登録を取り消すことができる(第3項)と規定されています。

(3) このほか、金商法第52条第1項第7号は、内閣総理大臣は、金融商品取引業者が業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき

は、当該金融商品取引業者の第 29 条の登録を取り消し、第 30 条第 1 項の認可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と定めています。

## 2. 事例

金融商品取引業者の「財務の健全性」に関しては、最近、次のような事例が見られ、証券監視委が内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分を求める勧告を行っています。

- (1) 新東京シティ証券(株)(資本金 4 億 3,000 万円、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業)に対する検査(平成 23 年 7 月 8 日勧告)では、支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を偽装している状況が認められました。

具体的には、当社は、検査基準日(平成 23 年 6 月 2 日)現在、一部の経費等について、当社が支払うべき費用等であることが確定しているにもかかわらず、支払が未済であり、かつ、当社の帳簿に未払費用等の負債として計上していませんでした。当社は、上記の支払未済の経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であったことから、事実と異なることを知りながら、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、平成 23 年 3 月末の財産の状況として虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供しました。

検査の結果、当社の純財産額は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号口に定める純財産額の最低金額(5,000 万円)に満たない状況となっており、金商法第 52 条第 1 項第 3 号の監督上の処分を命ずることができる場合の要件に該当するものと認められました。また、当社の自己資本規制比率の状況は、金商法第 53 条第 2 項に定める「金融商品取引業者が第 46 条の 6 第 2 項の規定に違反している場合(自己資本規制比率が、100 パーセントを下回るときに限る。)において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められました。さらに、実際は自己資本規制比率が 140 パーセントを下回っているにもかかわらず、法定の届出を行わずに虚偽の自己資本規制比率を関東財務局長あてに届け出ている状況は、金商法第 46 条の 6 第 1 項に、平成 23 年 3 月末時点の虚偽の自己資本規制比率を公衆の縦覧に供していた状況は、金商法第 46 条の 6 第 3 項にそれぞれ違反するものと認められました。

このほか、(株)ビルウェル証券(資本金 3 億 1,700 万円、第一種金融商品取引業)に対する検査(平成 23 年 10 月 18 日勧告)においても、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等が認められました。

(2) イニシア・スター証券(株)(資本金13億円、第一種及び第二種金融商品取引業、投資助言・代理業)に対する検査(平成24年12月5日勧告)では、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況が認められました。

具体的には、当社は、検査基準日(平成24年11月28日)現在、預金勘定に2億14百万円を計上していましたが、実際は、このうち2億円は存在しておらず、真正な預金残高は14百万円でした。そして、真正な預金残高等を踏まえた純財産額は、金商法第29条の4第1項第5号口に定める純財産額の最低金額(5,000万円)に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第46条の6第2項に定める比率を著しく下回る状況となっていました。

上記のとおり、当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第52条第1項第3号(同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき)に該当するものと認められました。また、当社の自己資本規制比率が100パーセントを著しく下回っている状況は、金商法第53条第2項に規定する「金融商品取引業者が第46条の6第2項の規定に違反している場合(自己資本規制比率が、100パーセントを下回るときに限る。)において、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当するものと認められました。

また、当社は、支払い不能に陥るおそれのある状況も認められました。具体的には、当社が平成24年12月4日付で作成した資金繰り表によると、同月3日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は16百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえると、同月25日には支払不能の状況になりました。また、当社は、顧客からの預り金で区分管理すべきもののうち1億25百万円を会社の運転資金等の経費に流用していましたが、当社が作成した資金繰り表では、その額が反映されておらず、その流用分の補てんを含めた今後の資金計画は、まったく目途がたっていない状況でした。

こうした状況は、金商法第52条第1項第7号(業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき)に該当するものと認められました。

このほか、丸大証券(株)(資本金3億65百万円、第一種金融商品取引業)に対する検査(平成24年3月13日勧告)においても、当社は資金繰りの目途がつかないなどの状況にあることから、金商法第52条第1項第7号に規定する「業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき」に該当するものと認められました。

なお、筆者は、6月28日付で財務省に人事異動となりました。約10か月の短い間でしたが、拙文をお読みいただいた皆様に御礼申し上げますとともに、

メールマガジンに掲載していただいた東京証券取引所各位に感謝を申し上げます。

次回からは、同日付で後任に着任した其田総務課長が執筆させていただきます。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より証券取引等監視委員会事務局総務課長、2013年7月中国財務局長へ異動。

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>